

令和6年度報酬改定について

対象サービス 「小規模多機能型居宅介護」

目次

- 1 参考資料について
- 2 留意点について

1 参考資料について

資料は厚生労働省の次のページに掲載されています。

「令和6年度介護報酬改定について」厚生労働省まとめページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

<改定事項概要一覧>

必ずご確認ください。

資料名	内容
<主な事項の概要> ○令和6年度介護報酬改定の主な事項 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230330.pdf	改定の主な事項をまとめているもの。 (スライド資料)
<改定事項概要一覧> ○令和6年度介護報酬改定における改定事項について https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230329.pdf ⇒改定事項について、共通部分、対象サービスに関する部分を次に抜粋しています。	それぞれの改定事項の概要を掲載しているもの。 (スライド資料)

共通部分について（別添）

ページ	内容
p.189	目次
p.118	① 3(2)⑦人員配置基準における両立支援への配慮★
p.120	② 3(3)①管理者の責務及び兼務範囲の明確化等★
p.121	③ 3(3)②いわゆるローカルルールについて★
p.150	④ 5①「書面掲示」規制の見直し★

対象サービス部分について（別添）

ページ	内容
p.206	目次
p.183	○ 小規模多機能型居宅介護 基本報酬
p.14-15	① 1(2)④総合マネジメント体制強化加算の見直し★
p.49	② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
p.50-51	③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
p.52-53	④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
p.57	⑤ 1(7)④（看護）小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の強化
p.98	⑥ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し★
p.108	⑦ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
p.110	⑧ 3(2)①テレワークの取扱い★
p.111	⑨ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け★
p.112	⑩ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★
p.119	⑪ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★
p.130	⑫ 3(3)⑫（看護）小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し★
p.151	⑬ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
p.152	⑭ 5③特別地域加算の対象地域の見直し★

<基準省令、告示、通知等に関する資料>

資料名		内容
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省省令第16号） https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227813.pdf		基準省令です。 運営面の改定について規定されています。
地域密着型サービス	p.61-96	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）
地域密着型介護予防サービス	p.151-162	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）

資料名		内容
○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第86号） https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227814.pdf		報酬告示です。 介護報酬の改定について規定されています。
地域密着型サービス	p.238-	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）
	p.263-267	4 小規模多機能型居宅介護費
地域密着型介護予防サービス	p.410-	指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）
	p.415-418	2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
関係基準	p.607-629	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成二十七年厚生労働省告示第九十四号）
関係基準	p.630-799	厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十五号）
関係施設基準	p.800-855	厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十六号）

資料名		内容
<留意事項通知> ○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227915.pdf ・（別紙様式1）口腔衛生管理加算 様式（実施計画） ・（別紙様式5）褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書 ・（別紙様式6）排せつの状態に関するスクリーニング・支援計画書 ・（別紙様式7）自立支援促進に関する評価・支援計画書（別添）ICFステージング ・（別紙様式8）口腔連携強化加算に係る口腔の健康状態の評価及び情報提供書 ・（別紙様式9）退居時情報提供書 ・（別紙様式10）退所時情報提供書		介護報酬の留意事項通知です。
	p.32-36	5 小規模多機能型居宅介護費

資料名	内容
<解釈通知> ○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227939.pdf ・(別紙3) 協力医療機関に関する届出書	運営基準の解釈通知です。
p.22-28	四 小規模多機能型居宅介護

次の資料も公開されています。

<その他>

資料名	内容
○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項(第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。)に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について	運営推進会議等を活用した評価の結果の公表方法について
<介護職員等処遇改善加算等に関する通知> ○介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について	令和6年度一本化された介護職員等処遇改善加算について
<LIFEに関する通知> ○科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について	科学的介護の取組を推進する観点から入力項目の見直し等について
<リハビリテーション・機能訓練、栄養、口腔の一体的取組に関する通知> ○リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について	「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日)に代わり発出されるもの。
<生産性向上推進体制加算に関する通知> ○生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について	生産性向上推進体制加算((I)・(II))について
<EPAに関する通知>	経済連携協定による外国人材の受け入れ等
<認知症研修に関する通知> ・「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」の一部改正について ・「認知症介護実践者等養成事業の実施について」の一部改正について	認知症介護実践者研修の対象者について
<認知症チームケア推進加算に関する通知> ・認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について	認知症チームケア推進加算について

<Q&A> (別添)

関係部分については必ずご確認ください。

資料名	内容
○令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (令和6年3月15日) https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230308.pdf	対象サービスに関する部分
問 14、15、16 p.13-14	看取り連携体制加算について
問 17-23、24、26 p.14-19	認知症専門ケア加算、認知症加算等
※問 98-105 p.62-65	選択制の対象福祉用具の取扱い等
※問 112-113 p.67-68	福祉用具の位置づけについて
問 145-147 p.88-90	総合マネジメント体制強化加算
問 155-163 p.96-98	認知症介護基礎研修
問 164-170 p.99-103	業務継続計画未策定減算 虐待防止委員会及び研修
問 171-175 p.104-106	科学的介護推進体制加算
問 181-184 p.110-112	介護報酬改定時期、ローカルルール、 管理者に求められる具体的な役割

資料名	内容
○介護職員等処遇改善加算等に関するQ & A (第1版)(令和6年3月15日) https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001228054.pdf	介護職員等処遇改善加算等改定に伴う Q&A

2 留意点について（一部抜粋）

・経過措置が終了する事項について

(1) 「業務継続計画」の策定等について

令和6年4月1日から義務

【業務継続計画】

感染症や災害が発生した場合に、
利用者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう、
継続的なサービス実施と、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

【必要な措置】

- ・業務継続計画の策定、従業者への計画の周知
- ・研修及び訓練（シミュレーション）の実施
年1回以上
- ・業務継続計画の見直し、必要に応じて適宜変更すること。

※「1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入」も併せて確認。

(2) 衛生管理等「感染症対策」について

令和6年4月1日から義務

【必要な措置】

- ・感染対策委員会※の設置、実施
 - ※感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会
 - ※定期的（おおむね6月に1回以上）
 - 感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針の策定
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練
 - ※研修及び訓練は、定期的の実施

年1回以上

(3) 認知症介護基礎研修の受講

令和6年4月1日から義務

【必要な措置】

- ・医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し、
認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- ・新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に対しては、
採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させる。

※義務付けの対象とならない者は、

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、

介護職員初任者研修等の修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

(4)「虐待の防止」について

令和6年4月1日から義務

【必要な措置】

- ・虐待防止検討委員会の設置、定期的な実施
※開催結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る。
- ・虐待の防止のための指針の策定
- ・虐待の防止のための従業者に対する研修
年1回以上
- ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※「1(6)①高齢者虐待防止の推進」も併せて確認。

※ 運営規程、重要事項説明書にも「虐待の防止に関する措置」を記載する。

・管理者の兼務、職務について

- ・管理者の兼務、責務について次のとおり記載されました。（留意事項通知）

【同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合】

当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

※ この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定地域密着型通所介護事業所に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）

- ・管理者の責務

介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に基準の第2章の2第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。

・ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進

指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針（基準第 73 条）

（新設事項）

（1）「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」について

（「身体的拘束等適正化検討委員会」）

・委員会の構成メンバー

事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられる。

※ 関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。

※ テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

・具体的には、次のようなことを想定している。

イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。

ロ 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。

ハ 身体的拘束等適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。

ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。

ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

※ 事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

（2）身体拘束廃止未実施減算について

※ 身体拘束廃止未実施減算に係る経過措置 令和 7 年 3 月 31 日までは適用しない。

事業所において身体的拘束等が行われていた場合ではなく、指定地域密着型サービス基準第 73 条第 6 項の記録（同条第 5 項に規定する身体的拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び同条第 7 項に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。

具体的には、記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。

・3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策

を検討するための委員会の設置の義務付け★

※3年間の経過措置を設けており、令和9年3月31日までの間は努力義務とされている。

(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会

介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するためのもの。

・メンバー

本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えないものであること。

・開催頻度

定期的に行うことが必要であるが、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないように留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましい。

・参考

厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましい。

※ テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

※ 事務負担軽減の観点等から、他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。（法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。）

3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★

- ・生産性向上推進体制加算について

生産性向上推進体制加算の内容については、別途通知（「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」）を参照すること。